

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年12月5日(月) 15:50～17:00
- 2 場所 滋賀県庁新館7階大会議室
- 3 議題 (仮称)三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- 4 出席委員 市川委員、惣田委員(※)、中井委員(※)、野呂委員(※)、畠委員(※)、林委員(※)、平山委員、松四委員、水原委員(※)、皆川委員(※)、井上専門委員、山崎専門委員 (※) Web出席

5 内容

事務局から、資料2-1、参考資料1、2-2、2-3について説明。その後、事業者から資料2-2、2-3について説明後の意見および質疑応答は以下のとおり。

【補足事項】参考資料2-2および委員限り資料は、第1回審査会において委員から周辺での既存調査結果の整理を求められたことに回答する資料として配布。

(会長)

それでは説明を踏まえ委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

事業予定地には草地が広がっており、これはおそらく風衝草原というものに由来するのではないかと立地上考えられる。要するに、季節風の影響と山頂効果によって木々が生育しないため、森林ではなく草地になっている。更に、風背側は積雪の効果によって雪田群落が形成され、それが現況植生の景観を成立させている。山の稜線を挟んで成立要因の違う景観が成立しているという、希少性のある場所だと考えられる。

本事業はそこに巨大な風車を建てるという事業であるが、単純に「景観に配慮するよう努めていく」と記載がされていたり、「草原であるが伐開の範囲を最小限にし、影響低減を図る」という記載がされており、草原があることを前提として成立している生態系にどのような影響があるか、という予測評価の視点が抜けているが、今後、そのような観点からの予測評価を行う考えを事業者は持っているか。

(事業者)

ご指摘の草地環境については、文献調査で自然度が高い草地環境であると記載されているため、当然ながら自然度の高さは認識している。そのために、事前調査を行い、どのような植生となっているのかは確認した。また、専門家のご意見もいただき、推測の域ではあるが、薪炭材としての木材利用が過去にあり、樹林が伐採されて、その後、風が強く積雪が多い場所でもあるため、草地環境となったのではないかと推測している。

今後は、方法書以降の現地調査の際に植生調査を実施し、改変を回避しなければならないような自然度の高い植生なのかどうか、検討を進めていきたい。

(会長)

現段階では配慮書段階であるため、このような回答になると思うがいかがか。

(委員)

生態系の項目と併せてどのような影響があり得るか、ということの方法書以降で予測評価していくという点については、その通りやっていただきたいと思う。

草地であること自体が意味を持っている場において、そこに新たに構造物を建てるということは、景観を改変することである。改変をするが景観に配慮する、という答え方になっているので、そこが論理として可能かどうか気になる。

草地景観であること自体が意味を持っている場において、そこに構造物を建て景観を改変すること自体に対し、事業者としてはどう考えているのか。

(事業者)

指摘の内容は、草地である環境において、事業の計画をすること自体がおかしいのではないか、ということか。我々としては調査を踏まえて、事業ができるか否か今後検討していきたいと考えている。

(委員)

環境影響評価審査会の委員は、事業の是非を判断する立場にはない。影響を正しく評価できるのか、という点を懸念している。

(事業者)

調査を実施し、まず、実態把握をしなければならないと考えている。今後、方法書以降の手続きで調査を行い、事業実施に伴う影響を確認したうえで、事業の可否を判断していきたいと考えている。

(委員)

調査をすると、例えば、この場所が風衝草原であり、周囲の植生とは異なっているということ等がわかると思う。また、シカの食害の影響などを受けて本来の状態ではないという可能性もある。そのような人的インパクトを既に受けているような調査結果が出てきた場合、そのような状態であれば、風車を建ててもいいのではないかと、いう偏った評価になりかねないということを懸念している。そもそもこの場所は、草地になるべくしてなっており、景観そのものに意味があるという場合、風車を建てる

ことで景観が変わるので、風車を設置する場所への配慮が必要ということになる。景観の意義について正しく理解されているのか、という観点で意見を述べたつもりである。

(事業者)

我々の認識に誤りがあるような場合は、専門家の方々からも指摘をいただいて、必要な点を修正していきたいと考えている。今後、様々な専門家の方からの意見を受け止めながら、調査の手法などについて検討していきたいと思っているので、よろしく願います。

(委員)

承知した。

(会長)

調査手法は今後の手続きの中で明らかになっていくと思うので、その際に委員の考えと相違ないか確認いただきたい。

(委員)

先日、三十三間山の現地を確認し、三十三間山の写真では草原の部分の印象しかなかったが、草原部分は一部であり、事業によりかなりの面積の自然林を伐採することになるとわかった。また現地ではシカの糞も確認できたが、配慮書ではシカの調査に関して記載がされていない。植生についても調査をいただきたいが、シカの食害の影響についてもしっかり調査いただきたい。

実際に登山をした印象として、登山道などがしっかり整備されており、地元の方に大切にされていることが分かった。そのため、方法書の作成に当たっては、地元の方や登山道を整備している方の意見を必ず聞いていただきたい。

(事業者)

地元の山の会の方とは既に話をしている。関係する皆様のご意見を聞きながら、この事業を実施する場合には、事業者としても山の管理に対し協力していきたいと伝えている。

(専門委員)

本事業は環境省のセンシティブティマップ、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針の保護および生息環境保全ゾーンに指定されている場所で計画を立案されている。配慮書段階であるため仕方がないが、これまで我々が質問した内容に対して、事業者は全

て「適切な環境保全措置を検討する」という回答をされている。

そこで、「適切な環境保全措置」についての要望である。猛禽類の調査に関しては、現場で調査をすること自体が目的になりがちで、詳細で膨大な調査を行えばそれで終了であるという認識がよく見受けられる。しかし影響評価は調査自体が目的では無く、予測評価の結果に基づき、具体的な環境保全措置を検討し講じることが重要で、本事業では特にその必要性が高いと考えている。調査をすれば必ず何らかのデータが得られ、それに対応していく必要性が出てくるはずである。そのため、調査が終わってから環境保全措置を検討するのではなく、前述のような保護保全ゾーンの指定地での事業ということを踏まえ、調査と並行し、具体的かつ専門的に実効性が担保できる環境保全措置について、海外での対応事例や先駆的な保全策も含めて把握し、導入の検討を進めていただきたい。

(事業者)

ご意見を踏まえて対応する。

(専門委員)

前回も同様の指摘をしているが、この場所はイヌワシのかつての生息場所・繁殖場所であり、クマタカも連続して営巣し繁殖している場所であることが明らかとなっている場所である。

そのようなことをしっかり認識したうえで、今後、調査を実施し、調査結果について科学的に影響を予測評価して、それに対する環境保全措置を検討するという流れになってくるべきであるが、検討される環境保全措置の内容が、当初から「目玉シール」や「ブレードへの着色」などクマタカの生態特性に合致していないものとなっており、これでは効果が無いと現時点で専門家の立場から断言できる。環境影響評価の手続きを進めることありきで手続きを進めてはいけなと意見を述べさせていただく。

(事業者)

専門家の中には委員とは違うご意見で、「目玉シール」は効果があるのではないかとおっしゃる方がいることも事実である。我々としては広く意見を聞きながら、効果の有無についてこれまでの知見もあると思うので、しっかり確認をさせていただきたい。

(委員)

配慮書段階では仕方がない部分もあるが、この地域にどのような動物が生息しているのかが、文献調査だけでしか確認されていないのが気になる。調査を行えば、この辺りは重要な種が沢山確認されると考えられるため、現地調査をされるに当たっては、

このような種が確認されるであろうという想定をしたうえで、調査をしていただきたい。また重要な種が発見された場合の環境保全措置を念頭に置いた上で、効果的な調査をしていただきたい。

(事業者)

ご指摘のように「生息していない」という想定ではなく、「生息している」という前提の下で現地調査に入りたいと思う。また重要な種が確認された場合には、繁殖場所なのか餌場なのかといったような場の評価、確認の由来についてもしっかりと把握し、環境保全措置に反映できるよう、計画の熟度が高まる前に検討をしたいと思う。

(委員)

景観に関して、配慮書の195ページに景観計画区域と風致地区について記載されている。これだけでは景観計画区域に指定されているから何なのか、という点がよくわからない。景観計画というのは、指定されていても、その中身は千差万別である。高島市の景観計画のゾーニングがどういうものを重視しているのか、また対象地域だけではなく、対象地域を眺められる区域からこの山がどのように視られることに価値があるのか、といった部分を図書に記載する必要がある。風致地区の場合は改変しないということで合意が取れているが、景観計画は中身が複雑でバリエーションのあるものなので、方法書の段階ではそういった内容を明記したうえで、景観の評価をしていただきたい。そうでなければ景観が有する価値の評価にならない。

続いて、本日の事業者の見解の説明で、住民説明会などでご意見をいただき、視点場の追加を検討すると説明があったが、これは本当に必要なことであると考えている。「人と自然との触れ合いの活動の場（人ふれ）」にも関係する部分であるが、高島トレイルの場合、線的にトレッキングをされていくので、ポイントではなくラインで移動される。道中に景観を楽しまれるという行為がある中に、長い距離を並行して風車が視認される区間が存在する状況になるので、かなり大きな影響となる。今回の配慮書を見ると、眺望点として設定されているのは、展望台がある場所や著名なスポットである。「人ふれ」の場合は行為自体が対象となるべきであるため、トレイルの中で1点だけを眺望点に設定するのではなく、道中を楽しむ中でどれだけ影響があるかを確認する必要がある。同じようなことがトレイルだけでなく、他の事例でもあるかもしれないので、視点場の設定としては著名なポイント1点だけではなく、1点がどれだけ代表できるのかということをしちんと検討したうえで、選んでいただきたい。

また、眺望景観の評価については、垂直の視野角だけで判断できることは限られるので、風車が設置される周りの景観、地形、景観の文脈（地域の人々が景観に何を求めているかなど）を下地に置いたうえでの評価をお願いしたい。デジタルな角度だけの評価とならないよう、強く求める。

(事業者)

景観計画区域の点については、しっかり内容を確認し、方法書以降での記載を検討していく。

高島トレイルの眺望点に関しては、審査会や国、住民からの意見を踏まえて、眺望点を検討していきたいと考えている。また、「人ふれ」の点については、全体の利用状況等を把握して、予測評価を行っていきたい。

最後にご指摘いただいた景観の文脈についても、そのようなことを下地にしながら評価を行っていきたいと考えている。

(会長)

それでは、他に意見は無いようであり、審査会意見（案）の議論に移る。資料2-4について、事務局より説明をお願いします。

事務局から、資料2-4について説明した後の各委員からの意見は以下のとおり。前述の質疑を踏まえ、以下の内容を審査会意見（案）に追記する旨を説明。

- ・ 個別的事項（4） 「シカの食害」に関する内容。
- ・ 個別的事項（5） 「高島市の景観計画に沿った評価を行う」旨の内容。

(委員)

草原に関する内容について全般的事項に記載いただいたが、加えて「個別的事項（4）植物」にも文言を追記してはどうか。修文案としては1段落目を「本事業の実施により、相当面積のブナ林の消失や立地論的に意義の高い草原の改変、動植物の生息環境の喪失が懸念される。」としてはどうか。そこに草原があること自体に地理学的な意味があるということ盛り込みたい。それにより、そこに大規模な構造物を建てるのが直接的に希少な景観に影響を与える可能性がある、ということに繋がる。

もう1点、その次の段落に「成立要因」を追加し、「植物相および植生ならびに重要な種および重要な群落とその成立要因を適切に把握し、予測および評価を行うこと。」としてはいかがか。なぜそのような植生となっているのかということ踏まえることで、より良い影響評価に繋がるのではないか。

(事務局)

修文案について承知しました。

(専門委員)

「全般的事項（2）」の5段落目について、「また、クマタカについても、三十三間

山および周辺一帯で多数の個体が確認されている情報があり、重要な生息地である可能性が高い」とあるが、「多数の個体が確認されている」ではなく「繁殖ペアが連続して確認されている」と修正いただきたい。既存の資料からも明らかな情報であるため、「個体」ではなく「ペア」が生息していることが明確にわかるようにしていただきたい。

また、環境保全措置に関する部分について、全般的事項に記載されている「専門家からの助言」・「他の風力発電事業に係る環境影響評価に関する情報」がベースとなっているが、「個別的事項（２）動物（鳥類）」の５段落目に記載の「環境保全措置を想定した場合の影響の低減については、客観的かつ可能な限り定量的に評価を行うこと。また、その結果を踏まえ実効性のある環境保全措置を講じることにより、これら鳥類への影響を回避または十分に低減すること。」の部分について、「調査結果を科学的にきちんと評価したうえで、その影響評価に基づく環境保全措置を行うこと」という趣旨を記載しておかないと、主観ばかりが入ってしまう危険があると感じた。

さらに「個別的事項（２）動物（鳥類）」の３段落目について、「営巣地」とあるのは「営巣場所」に修正いただきたい。また位置的な情報を含ませるため、「繁殖状況」を「行動圏内部構造」と修正いただきたい。

（事務局）

承知しました。

（委員）

「個別的事項（６）文化財」に関する内容について、事務局の説明で「地元で伝承されている無形の文化についても、ヒアリングを行い把握に努めること。」という内容を含んでいたと思うが、その点が意見（案）から読み取ることができない。追加すべきではないか。

（事務局）

追記いたします。

（会長）

見出しの項目はどうするか。

（事務局）

法アセスの項目には無いが、条例で設けている「伝承文化」という形で追加いたします。

(委員)

「個別的事項（３）動物（鳥類以外）」の「適切に調査を実施し、影響を回避または十分に低減すること。」の部分に、「分類群の特性に応じて」や「種の特性に応じて」という表現を追加してはどうか。

(事務局)

追記させていただきます。

(委員)

「個別的事項（４）植物」について、「シカの食害」に関する内容を２段落目に追加してはどうか。先ほどの修正案に追加し、「植物相および植生ならびに重要な種および重要な群落とその成立要因、さらには植物・植生に大きな影響を与えるシカの影響を適切に把握し、予測および評価を行うこと。」としてはどうか。

(事務局)

承知しました。

(会長)

内容については概ね問題ないが、委員からの指摘、事務局の追記案の説明があったので、修正した内容については改めて委員の皆様を確認いただきたい。それでは進行を事務局にお返りする。

(事務局)

審査会意見につきましては表現の微修正を含め、修正後の内容を委員の皆様にご確認いただき、最終の調整を会長とさせていただきます。

以上